

石川県教育委員会事務局等組織規則 新旧対照表

改正案

現行

(分課の分掌事務)
 第五条 本庁各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(分課の分掌事務)
 第五条 本庁各課の分掌事務は、次のとおりとする。

略	分課名	略	分掌事務
生涯学習課	1～9 略	10	石川県立図書館、石川県立生涯学習センター、石川県立白山青年の家、石川県立白山ろく少年自然の家、石川県立鹿島少年自然の家、石川県立能登少年自然の家及び石川県立自然史資料館の管理運営に関すること。
文化財課	略	略	略
スポーツ健康課	1～10 略	11	食育の推進及び学校給食に関すること。
		12 略	

略	分課名	略	分掌事務
生涯学習課	1～9 略	10	石川県立図書館、石川県立生涯学習センター、石川県立白山青年の家、石川県立白山ろく少年自然の家、石川県立鹿島少年自然の家及び石川県立能登少年自然の家の管理運営に関すること。
文化財課	略	略	略
スポーツ健康課	1～10 略	11	学校給食に関すること。
		12 略	

(教育機関等の名称、分掌事務等)

第十二条 略

(教育機関等の名称、分掌事務等)

第十二条 略

一 図書館

名称	石川県立図書館
位置	金沢市本多町三丁目
分掌事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 読書普及及び図書館の相互協力事業に関すること。 2 資料の収集・整理及び閲覧・貸出に関すること。 3 資料・情報の調査相談に関すること。 4 県史料の編さんに関すること。

二 生涯学習センター

名称	石川県立生涯学習センター
位置	金沢市広坂二丁目
分掌事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 生涯学習事業に関すること。 2 社会教育事業等に関すること。 3 生涯学習・社会教育の研修等に関すること。 4 視聴覚ライブラリー等に関すること。

一 図書館

名称	石川県立図書館				
位置	金沢市本多町三丁目				
内部組織	<table border="1"> <tr> <td>課</td> <td>総務課 企画協力課 閲覧課 調査相談課</td> </tr> <tr> <td>係</td> <td>庶務管理係 企画係、協力連絡係 一般資料係、児童資料係 調査資料係、地域資料係</td> </tr> </table>	課	総務課 企画協力課 閲覧課 調査相談課	係	庶務管理係 企画係、協力連絡係 一般資料係、児童資料係 調査資料係、地域資料係
課	総務課 企画協力課 閲覧課 調査相談課				
係	庶務管理係 企画係、協力連絡係 一般資料係、児童資料係 調査資料係、地域資料係				
分掌事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 読書普及及び図書館の相互協力事業に関すること。 2 資料の収集・整理及び閲覧・貸出に関すること。 3 資料・情報の調査相談に関すること。 4 県史料の編さんに関すること。 				

二 生涯学習センター

名称	石川県立生涯学習センター				
位置	金沢市広坂二丁目				
内部組織	<table border="1"> <tr> <td>課</td> <td>総務課 社会教育課</td> </tr> <tr> <td>係</td> <td>庶務管理係 県民大学校 企画研修係</td> </tr> </table>	課	総務課 社会教育課	係	庶務管理係 県民大学校 企画研修係
課	総務課 社会教育課				
係	庶務管理係 県民大学校 企画研修係				
分掌事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 生涯学習事業に関すること。 2 社会教育事業等に関すること。 3 生涯学習・社会教育の研修等に関すること。 				

三〇六 略

七 自然史資料館

名称	石川県立自然史資料館
位置	金沢市銚子町
分掌事務	<p>1 自然史資料の収集、保管及び展示に関すること。</p> <p>2 自然史資料に関する調査研究及び普及に関すること。</p>

八 体育施設管理事務所

略

九 武道館

略

二〇四 略

三〇六 略

学習情報課
情報管理係
情報研修係
<p>4 視聴覚ライブラリー等に関すること。</p>

七 体育施設管理事務所

略

八 武道館

略

二〇四 略

(内部組織の職)
第十四条 略

略	所長	館長	職
略	略	図書館 生涯学習センター 自然史資料館 武道館	教育機関等
略	略		職 務 教育長の命を受け、教育機関等の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2
略

略	次長	副館長	職
略	略	図書館 生涯学習センター 自然史資料館 武道館	教育機関等
略	略		職 務 館長を補佐する。

(内部組織の職)
第十四条 略

略	所長	館長	職
略	略	図書館 生涯学習センター 武道館	教育機関等
略	略		職 務 教育長の命を受け、教育機関等の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2
略

略	次長	副館長	職
略	略	図書館 生涯学習センター 武道館	教育機関等
略	略		職 務 館長を補佐する。

3
略

職	職
参事 担当課長 主幹	上司の命を受け、特定の事務を掌理する。 上司の命を受け、特定の事務を処理する。 上司の命を受け、特定の事務を処理する。

(室の設置等)

第十五条 略

2
略

3 第一項の規定に基づき設置された室に室長、室次長及びその他必要な職を置くことができる。

4 第一項の規定に基づき設置された室の室長及び室次長は教育委員会が発令し、その他の職員は教育長が発令する。

3
略

職	職
参事 主幹	上司の命を受け、特定の事務を掌理する。 上司の命を受け、特定の事務を処理する。

(室の設置等)

第十五条 略

2
略

3 第一項の規定に基づき設置された室に室長その他必要な職を置くことができる。

4 第一項の規定に基づき設置された室の職員は、教育長が発令する。